

参考資料

令和6年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 120 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	1
議案第 121 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例	5
議案第 122 号	堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の 資格に関する条例の一部を改正する条例	13

< 議案第120号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例 >

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表				別表（第12条、第13条、第31条関係）			
種類	種別		金額	種類	種別		金額
1 設計審査手数料	専用給水装置、給水枝管又は口径30ミリメートル以上の給水主管（1申請につき2以上の給水主管がある場合にあつては、その最大口径のものに限る。）ごとの審査1回につき	口径25ミリメートル以下	4,100円	1 設計審査手数料	専用給水装置、給水枝管又は口径30ミリメートル以上の給水主管（1申請につき2以上の給水主管がある場合にあつては、その最大口径のものに限る。）ごとの審査1回につき	口径25ミリメートル以下	電子申請の場合 4,100円 その他の場合 4,800円
		口径30ミリメートル以上50ミリメートル以下	12,400円			口径30ミリメートル以上50ミリメートル以下	電子申請の場合 12,400円 その他の場合 13,500円
		口径75ミリメートル及び100ミリメートル	21,200円			口径75ミリメートル及び100ミリメートル	電子申請の場合 21,200円 その他の場合 23,600円
		口径150ミリメートル以上	36,500円			口径150ミリメートル以上	電子申請の場合 36,500円 その他の場合 38,900円

2 工事検査 査手数料	(1) 装置検査手 査手数料	口径25ミリメートル以下	4,200円	2 工事検査 査手数料	(1) 装置検査手 査手数料	口径25ミリメー トル以下	電子申請の場合 6,3 00円 その他の場合 10, 800円
	専用給水装 置、給水枝管又 は口径30ミリ メートル以上の 給水主管(1申 請につき2以上 の給水主管があ る場合にあって は、その最大口 径のものに限 る。)ごとの検 査1回につき	口径30ミリメートル以上 50ミリメートル以下	12,900円		口径30ミリメー トル以上50ミリ メートル以下	電子申請の場合 10, 600円 その他の場合 10, 900円	
		口径75ミリメートル及び 100ミリメートル	22,100円		口径75ミリメー トル及び100ミ リメートル	電子申請の場合 11, 100円 その他の場合 11, 500円	
		口径150ミリメートル以 上	38,000円		口径150ミリメ ートル以上	電子申請の場合 13, 800円 その他の場合 14, 100円	
	(2) 分岐工事検 査手数料	口径25ミリメートル以下	6,200円		(2) 分岐工事検 査手数料	口径25ミリメー トル以下	電子申請の場合 9,3 00円 その他の場合 14, 100円
	立会を要する 専用給水装置工 事、給水枝管工 事又は給水主管 工事の分岐箇所	口径30ミリメートル以上 50ミリメートル以下	18,900円		立会を要する 専用給水装置工 事、給水枝管工 事又は給水主管 工事の分岐箇所	口径30ミリメー トル以上50ミリ メートル以下	電子申請の場合 17, 900円 その他の場合 19,

	ごとの検査1回				ごとの検査1回		500円
	につき	口径75ミリメートル及び	21,600	円	につき	口径75ミリメー	電子申請の場合 20,
		100ミリメートル				トル及び100ミ	600円
						リメートル	その他の場合 22,
						200円	
		口径150ミリメートル以	52,100	円		口径150ミリメ	電子申請の場合 51,
		上				ートル以上	100円
							その他の場合 52,
							700円
	(3) 工事用給水	口径13ミリメートル以上	2,600円		(3) 工事用給水	口径13ミリメー	電子申請の場合 3,9
	検査手数料				検査手数料	トル以上	00円
	専用給水装置				専用給水装置		その他の場合 4,0
	ごとの工事用給				ごとの工事用給		00円
	水の検査1回に				水の検査1回に		
	つき				つき		
(追加)					3 給水装	1件につき	電子申請の場合 300
					置の使用		円
				の開始若		その他の場合 400	
				しくは休		円	
				止又は料			
				金の納付			
				に関する			
				証明手数			

3 証明手 数料	1件につき	200円	料		
4 指定手 数料	1件につき	9,000円	4 その他 本市の水 道事業の 事務に属 する事項 に関する 証明手数 料	1件につき	200円
5 指定証 書交付手 数料	1件につき	1,000円	5 指定手 数料	1件につき	9,000円
備考 専用給水装置、給水枝管又は給水主管の中途において口径を換えて いる場合にあつては、最大口径により算定する。			6 指定証 書交付手 数料	1件につき	1,000円
			備考		
			1 専用給水装置、給水枝管又は給水主管の中途において口径を換えて いる場合にあつては、最大口径により算定する。		
			2 この表において「電子申請」とは、堺市情報通信技術を活用した行政の 推進等に関する条例（平成19年条例第40号）第3条第1項の規定により同項に 規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うことをいう。		

<議案第121号 堺市下水道条例の一部を改正する条例>

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p><u>第8章 罰則（第35条—第37条）</u></p> <p><u>第9章 雑則（第38条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第5条の2 1・2（略）</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法人にあつては<u>定款</u>、<u>登記簿</u>に記録されている事項の全部を証明する書面及び納税証明書、個人にあつては住民票の写し及び納税証明書</p> <p>(3)（略）</p> <p><u>(4) 第6条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の名簿</u></p> <p><u>(5)・(6)</u>（略）</p> <p>（指定及び<u>公告</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p><u>第8章 雑則（第35条）</u></p> <p><u>第9章 罰則（第36条—第38条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第5条の2 1・2（略）</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法人にあつては登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面及び納税証明書、個人にあつては住民票の写し及び納税証明書</p> <p>(3)（略）</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)・(5)</u>（略）</p> <p>（指定及び<u>公表</u>）</p>

第5条の3 管理者は、前条第2項の規定により申請書を提出した者が、次の各号の全てに該当していると認めるときは、市指定排水設備工事業者の指定を行うものとする。

(1) (略)

(2) 営業所ごとに、第6条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

(3)・(4) (略)

2 管理者は、前項の規定により指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(市指定排水設備工事業者の責務及び遵守事項)

第5条の5 市指定排水設備工事業者は、下水道に関する法令等に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第7条第1項に規定する検査の結果、工事が不完全であると認められた場合は、管理者の指定する期間内に改修補正すること。

(5) 第7条第1項に規定する検査後、1年以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、故障が不可抗力により、又は使用者の故意若しくは過失により生じた場合は、この限りでない。

(6)～(9) (略)

(変更等の届出)

第5条の6 市指定排水設備工事業者は、営業所の名称又は所在地その

第5条の3 管理者は、前条第2項の規定により申請書を提出した者が、次の各号の全てに該当していると認めるときは、市指定排水設備工事業者の指定を行うものとする。

(1) (略)

(2) 営業所ごとに、第6条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

(3)・(4) (略)

2 管理者は、前項の規定により指定をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(市指定排水設備工事業者の責務及び遵守事項)

第5条の5 市指定排水設備工事業者は、下水道に関する法令等に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第7条に規定する検査の結果、工事が不完全であると認められた場合は、管理者の指定する期間内に改修補正すること。

(5) 第7条に規定する検査後、1年以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、故障が不可抗力により、又は使用者の故意若しくは過失により生じた場合は、この限りでない。

(6)～(9) (略)

(変更等の届出)

第5条の6 市指定排水設備工事業者は、営業所の名称又は所在地その

他管理者が別に定める事項に変更があったとき、又は営業を休止し、休止後営業を再開し、若しくは営業を廃止しようとするときは、管理者が定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(責任技術者)

第6条 市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第7条第1項に規定する検査の立会い

(排水設備の工事の確認)

第7条 (略)

2 管理者は、前項の検査の結果、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、管理者が定める検査済証を交付するものとする。

(除害施設の設置等)

第12条 次の各号に掲げる下水(水洗便所からの汚水その他生活に起因する汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を採らなければならない。

他管理者が別に定める事項に変更があったとき、又は営業を休止し、休止後営業を再開し、若しくは営業を廃止したときは、管理者が定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(責任技術者)

第6条 市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、大阪府の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第7条に規定する検査の立会い

(排水設備の工事の確認)

第7条 (略)

(削る)

(除害施設の設置等)

第12条 次の各号に掲げる下水(水洗便所からの汚水その他生活に起因する汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を採らなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により放流水について、前3号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目に関し、排水基準が定められている場合においては、その基準に適合しない下水（令第9条の5第1項第3号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）

2 (略)

(使用者の変更等の届出)

第16条 使用者が変わったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(占有)

第29条 1・2 (略)

3 管理者は、第1項の規定による申請が公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分における電線又は令第17条の3に規定する物件（以下これらを「暗渠における電線等」という。）に係るものである場合は、管理者が定める基準に適合するものであるときに限り、第1項の許可を行うものとする。

第7章 在来下水道 (略)

(追加)

(1)～(3) (略)

(4) 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により放流水について、前3号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目に関し、排水基準が定められている場合においては、その基準に適合しない下水（令第9条の5第1項第3号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）

2 (略)

(使用者の変更等の届出)

第16条 使用者が変わったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(占有)

第29条 1・2 (略)

3 管理者は、第1項の規定による申請が公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分における電線又は令第17条の2に規定する物件（以下これらを「暗渠における電線等」という。）に係るものである場合は、管理者が定める基準に適合するものであるときに限り、同項の許可を行うものとする。

第7章 在来下水道 (略)

第8章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、50,000円以下の過料に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 排水設備の新設等を行った者で、第7条第1項（第34条の2において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5)～(12) (略)

第36条 (略)

第37条 (略)

第9章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(美原町の編入に伴う経過措置)

2～6 (略)

7 旧美原町の区域内において、編入日前になされた旧美原町条例に違反する行為に対する過料の適用については、第35条から第37条までの規定にかかわらず、旧美原町条例の例による。

別表第1

(略)

第9章 罰則

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、50,000円以下の過料に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 排水設備の新設等を行った者で、第7条（第34条の2において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5)～(12) (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

(削る)

附 則

(美原町の編入に伴う経過措置)

2～6 (略)

7 旧美原町の区域内において、編入日前になされた旧美原町条例に違反する行為に対する過料の適用については、第36条から第38条までの規定にかかわらず、旧美原町条例の例による。

別表第1 (第18条、第19条関係)

(略)

備考 (略)

別表第2

種類	金額 (1件につき)
(略)	
市指定排水設備工事業者指定更新手数料	1,000円
(略)	
証明手数料	200円

別表第3

占用物件	単位	占用料
電線及び下水道法施行令	長さ1メートルにつき	823円

備考 (略)

別表第2 (第24条関係)

種類	金額 (1件につき)
(略)	
市指定排水設備工事業者指定更新手数料	9,000円
(略)	
公共下水道の使用の開始若しくは休止又は使用料の納付に関する証明手数料	400円 (堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成19年条例第40号)第3条第1項の規定による同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請に基づく交付にあつては、300円)
その他本市の下水道事業の事務に属する事項に関する証明手数料	200円

別表第3 (第30条関係)

占用物件	単位	占用料
電線及び令第17条の2	長さ1メートルにつき	823円

第17条の3に規定する 物件	1年		に規定する物件	1年	
-------------------	----	--	---------	----	--

<議案第122号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例>

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後、次号において同じ。）</u>、5年以上<u>水道等</u>に関する</p>

(追加)

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(追加)

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の

技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の

卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(追加)

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資

卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資

格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、修了者）については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程に

格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、修了者）については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、修了者）については6年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつて

あつては、修了者) については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(追加)

(追加)

は、修了者) については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

**令和6年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

令和6年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-24-0031

